

令和4年度都道府県国保ヘルスアップ支援事業について

資料2

(1) レセプトデータ等活用支援事業

事業概要	令和4年度取組状況
<p>市町村を訪問し、KDBシステム等を用いたデータの抽出及び分析方法について学ぶ機会を設けるとともに、市町村がそれぞれの健康課題に応じた保健事業を検討・実施できるよう、指導・助言を行う。</p>	<p>【委託先】 宮崎県立看護大学</p> <p>【今後のスケジュール】 令和4年 9月30日 参加申込締切（提出先：宮崎県立看護大学） 10月以降 市町村訪問、グループワークの実施 （訪問者：県立看護大学教授、国保連合会、県国民健康保険課） （グループワーク内容：生活習慣・医療・介護・死亡の4つの健康課題に分けて意見交換）</p> <p>令和5年 2月 参加市町村へアンケート実施 3月 全市町村向け報告会開催</p>

(2) データ分析による市町村国保データヘルス計画策定支援業務

事業概要	令和4年度取組状況
<p>KDBシステム等に格納された医療・介護データ、健診データ（平成29～令和3年度分）等を用い、データヘルス推進に資する分析を行うとともに、第三期データヘルス計画策定に活用できる県内共通の様式及び指標策定に向けた助言を行う。</p>	<p>【委託先】 株式会社JMDC（分析業務） 宮崎県国民健康保険団体連合会（データ抽出・提供業務）</p> <p>【今後のスケジュール】 令和4年 8月上旬 契約締結 8月下旬頃 市町村向け説明会開催予定（複数回開催予定） 令和5年 3月 市町村向け報告会開催</p>

(3) 市町村国保適正服薬促進支援事業

事業概要	令和4年度取組状況
<p>1) 重複、多剤、併用禁忌薬剤等の該当者をレセプトデータから抽出し、適正な受診や服薬を促す個別通知を送付するとともに介入後の効果分析・評価を行う。</p> <p>2) 市町村職員が重複服薬者等に保健指導を行う際に必要となる知識やスキルを学ぶための研修会を実施するとともに、市町村に対して薬学的見地から助言を行い、必要に応じて同行訪問する体制を整備する。</p>	<p>1) 適正服薬支援のための薬剤情報通知事業 【委託先】 日本システム技術株式会社（分析・通知発送業務） 宮崎県国民健康保険団体連合会（データ抽出・提供業務）</p> <p>【今後のスケジュール】 令和4年 7月29日 契約締結 8月中旬 県医師会・県薬剤師会へ事業説明 9月上旬 各市町村へ通知対象者の確認依頼 10月上旬 個別通知発送 10月～12月 コールセンター開設 令和5年 3月 市町村向け報告会開催</p> <p>2) 宮崎縣市町村国保適正服薬促進支援事業 【委託先】 宮崎県薬剤師会</p> <p>【今後のスケジュール】 令和4年 8月中旬 県医師会・県薬剤師会へ事業説明 8月23日 市町村職員向け薬に関する研修会 研修会終了後から、市町村と担当薬剤師で連絡をとり、 相談対応及び同行訪問を実施してもらう。 令和5年 3月 市町村向け報告会開催</p>

(4) 国民健康保険広報事業

事業概要	令和4年度取組状況
<p>テレビコマーシャルやインターネット広告、ポスター配付などを通じて、予防・健康づくりに関する知識の周知・啓発を行う。</p>	<p>【委託先】 株式会社電通九州宮崎支社</p> <p>【今後の放送スケジュール】 （テレビコマーシャル及びYouTubeでの30秒CM） 令和4年 8月 歯科 9月 がん 10月 特定健診 11月 適正服薬 12月 食事 1月 国保制度（4本） 2月 運動</p> <p>（ラジオ） 時期未定 3本作成予定</p>

(5) 糖尿病発症予防及び糖尿病性腎症重症化予防研修事業

事業概要	令和4年度取組状況
<p>糖尿病対策に関わる医療機関関係者と市町村保険者の間で顔の見える関係を構築するため、県内の医療機関の医師向け研修会の実施と、2次医療圏単位での研修会を実施する。</p>	<p>1) 医師向け研修会 【委託先】 宮崎県医師会</p> <p>【研修会】 日時：時期未定（9月～10月頃）19時から（オンライン形式） 内容：「糖尿病連携手帳の活用方法と多職種連携について」 講師：社会医療法人シマダ 嶋田病院（福岡市） 内科部長 赤司 朋之 先生 「糖尿病の最新の知見や治療について」 講師：宮崎大学医学部内科学講座 血液・糖尿病・内分泌内科学分野 助教 上野 浩晶 先生</p> <p>2) 二次医療圏単位での研修会 【実施先】 各保健所</p> <p>【研修会】 日時：8月～翌年3月 内容：「糖尿病連携手帳の活用を推進するための医療機関と行政の顔のみえる関係づくり」について 対象者：かかりつけ医療機関の医師、看護師、事務職員、歯科医療機関の医師、歯科衛生士、事務職員、保険調剤薬局の薬剤師、市町村職員、保健所職員 等</p>